

# 幼児教育の無償化 2019年10月からSTART



保育所・幼稚園・預かり保育  
・認定こども園を  
利用している方へ

# 幼児教育の 利用料(保育料) 無償化

## 2019年10月から START

新たな手続きは **不要!**

基本的な利用者負担額は無償

幼稚園・  
認定こども園  
(幼稚園枠)  
対象

満3歳～5歳児 クラスの子ども

年収が360万円未満相当世帯の子ども、第三子以降の子どもは副食(おかず・おやつ等)の費用が免除。※所得制限あり

保育所・  
認定こども園  
(保育所枠)  
対象

3歳～5歳児 クラスの子ども

住民税非課税世帯の  
0歳～2歳児  
クラスの子ども

※これまで保育料に含まれていた副食費(おかず・おかし等)が実費徴収となります。ただし、年収が360万円未満相当世帯の子ども、第三子以降の子どもは副食費が免除※所得制限あり

※無償化以降も現在の取扱いと同様に、主食費(お米・パン等)と副食費(おかず・おかし等)は保育料に含まれます。

# 預かり 保育も 無償

幼稚園などの

月額1万1,300円まで

対象

共働き世帯等で”保育の必要性のある”  
満3歳～5歳児 クラスの子ども  
(小学就学前)

月額

“11,300円の範囲内”で利用日数に応じて  
月額上限は変動(450円×利用日数)

算定イメージ	利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
	4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
	9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※3歳になった日から最初の3月31日までの子どもは、非課税世帯のみが無償化の対象となります。(月額16,300円が上限)

※幼稚園の預り保育の実施時間等が少ない(平日の預り保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合、預り保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。(月額11,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

手続き  
について

幼稚園や認定こども園  
(幼稚園枠)のみを  
利用されている方

新たな手続き  
不要 ×

幼稚園や認定こども園(幼稚園枠)  
+ 預かり保育の無償化対象となる方

施設等利用給付認定申請書

必要 ○

施設等利用給付認定申請書に  
必要事項を記入の上、  
通園施設へご提出ください。

お問い合わせ 西予市子育て支援課 ☎ 0894-62-6551

